

募集要項

1. 目的

全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という。）北海道支部は、医療保険の保険者として、被保険者及び被扶養者（以下、「加入者」という。）の健康増進などに資する事業を行っている。

その一環として、健康増進関連事業を行っている企業等と連携して、健康増進サービスにおける特典等を加入者へ付与すること（以下、「**どさんこヘルスサポートサービス**」という。）により、協会けんぽにおけるサービス向上を図る。

なお、協会けんぽ北海道支部が行っている「健康事業所宣言事業[※]」の宣言事業所に対する各種健康増進サービスにおける特典等についても同様とすること。

以下、**どさんこヘルスサポートサービス**事業に参加いただく企業等を、「受託企業」という。

※ 健康事業所宣言事業とは、企業が従業員の健康づくりを積極的に行うことで、生産性・収益性を高めていく健康経営の考え方をもとに、健康づくりに取り組むことを宣言した事業所を協会けんぽ北海道支部が認定し、サポートする事業をいいます。

詳しくは、協会けんぽ北海道支部ホームページをご覧ください。下記担当者へお問い合わせ願います。

2. 募集要件

(1) 加入者に対して、無償で各種健康増進サービスにおける特典等をご提供いただくことが可能な企業とすること。なお、協会けんぽ北海道支部が行っている「健康事業所宣言事業」の宣言事業所に対する各種健康増進サービスにおける特典等を提供いただく場合についても同様とすること。

(2) 各種健康増進サービス業務の全部を受託企業内で行うこと（再委託は不可）。

(3) 各種健康増進サービス業務の経費については、全て受託企業の負担とすること。

3. 契約期間

契約を締結した日から原則最初の3月31日までとし、受託企業、協会けんぽ北海道支部、いずれからも更新しない旨の意思表示がない限り、以降、1年間毎に自動更新する。

4. 応募方法

応募にあたり、協会けんぽ北海道支部へ下記書類を郵送で提出すること。

(1) **どさんこヘルスサポートサービス**応募申込書

(2) 社会保険料納付にかかる領収証書の写しや、納付証明書の写し等

① 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用事業所においては、応募月前の直近1年間について保険料を納付したことが確認できる書類

② 健康保険組合の適用事業所においては、応募月前の直近1年間について厚生年金保険料を納付したことが確認できる書類

(3) 責任者を明確にした個人情報保護に関する体制及び作業要員一覧表

（見本を参考に任意様式で提出）

(4) 受託企業の事業内容のわかるもの（企業の行っている事業内容のわかる印刷物等）

5. 特典サービスの選考について

どさんこヘルスサポートサービスの応募をいただいた後、受託企業の選考又はご提供いただく特典サービスの採用の可否等の判断を協会けんぽ北海道支部にて行う。

なお、採用の可否については、協会けんぽ北海道支部より、応募いただいた企業へ文書にて通知を行う。

6. 覚書の締結について

特典サービスの採用にあたり、受託企業、協会けんぽ北海道支部で覚書を交わすこと。

覚書の締結に際し、受託企業又は協会けんぽ北海道支部において特記事項がある場合は、覚書にその内容を記載すること。

全国健康保険協会北海道支部
企画総務部企画グループ
電話 011-726-0364

募集要項「4. 応募方法(3)」の個人情報保護に関する体制及び作業要員一覧表

【 貴事業所の体制をお知らせください。(任意様式) 】

(例)

